

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

A-1 育成支援の内容

A-1-(1) 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

A① A-1-(1)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載(抜粋))

第3章1.(4)①

- 放課後児童支援員等は保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら、放課後児童クラブに通うことの必要性を子どもに伝えて理解を促し、子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助することが必要です。
- 入所当初等は、初めて通う場所で何をして過ごせばよいのかわからないことに不安を感じる子どももいます。放課後児童支援員等には、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるように、子どもの様子を細やかに把握して丁寧に関わることが求められます。
- また、放課後児童クラブに通う意味を理解しても、通い続ける中で子どもに様々な出来事や気持ちの揺れが起きることもあります。放課後児童支援員等は、その時々の子どもの様子に細やかに対応しながら、援助を行う必要があります。
- 放課後児童クラブから子どもの様子を日常的に保護者に伝えることは、保護者が育成支援の内容を理解する手助けになり、保護者が家庭での子どもの様子を放課後児童クラブに伝える関係を築くことにつながります。連絡帳や保護者の迎えの際の連絡等を通して、子どもの様子を日常のかつ継続的に保護者に伝え続けることを育成支援の中に位置付けて取り組むことが必要です。
- そして、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合い、子どもを見守るための視点を補い合いながら、子どもの育成に協力して取り組む環境をつくることが望まれます。

第3章1.(4)⑨

- 子どもの出席の状況や健康状態等について常に保護者と密接な連携を図ること、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝えることは、放課後児童クラブがその役割を果たす上で必要なことです。
- 子どもが放課後児童クラブに通い続けられるようにするためには、出席の状況や子どもの健康状態等について常に保護者と密接な連携を図ることが必要です。そして、放課後児童クラブでの子どもの様子と、育成支援の内容を保護者に日常的に伝えることは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援することにつながります。
- 保護者に子どもの様子を伝える方法や機会は多様にあります。それぞれの特徴、活用方法、配慮すべき事項等については、この章の「4. 保護者との連携」で解説しています。

第3章4.

- 子どもの様子や育成支援の内容を、放課後児童クラブから保護者に連絡帳を活用するなどして日常的に伝えることは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する上でとても大切です。

- 保護者が放課後児童クラブでの子どもの様子を知ることは、育成支援の内容を理解する手助けになります。また、そのことによって、保護者が放課後児童支援員等に子どものことについて話しやすい関係が築かれ、子どもを見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことにもつながります。
- 個々の保護者に子どもの様子を日常的・継続的に伝える際には、連絡帳を用意し、効果的に活用することが必要です。連絡帳は、出欠席や健康状態といった基本的な事項の連絡のほか、放課後児童クラブにおける日々の子どもの生活の様子を伝える、家庭での様子を伝えてもらうなど、幅広く活用することができます。連絡帳の活用に当たっては、保護者からの連絡帳への記載の有無に関わらず、共に子どもの成長を考える観点から、継続的に子どもの様子を伝えていくことが重要です。
- 連絡帳は、子どもが持ち運びするものなので、迎えに来られない保護者や迎えの際に話す時間を十分にとることのできない保護者にも、子どもの様子を伝え続けることができるという特徴があります。また、放課後児童クラブと保護者の双方が記入し、両者が子どもの様子等を伝え合うために活用することもできます。
- なお、連絡帳の利用に当たっては、連絡帳は子どもも見ることができるものであることを考慮して、子どもの気持ちや思いに配慮した記述をすることが必要です。
- 一人ひとりの子どもの様子を保護者に伝える方法や機会は、連絡帳以外にも、保護者の迎えの際等の直接の連絡、個人面談等様々にあります。また、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を定期的かつ同時に伝える方法や機会として、通信や保護者会等もあります。それぞれの方法の特徴を理解し、複数の方法や機会を組み合わせることで保護者に必要な情報を伝えることが大切です。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(1)目的」に盛り込むべき事項・観点)

- 本評価基準では、子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通えるよう、放課後児童支援員などが子どもの様子を細やかに把握して援助しているか確認します。そのためには、子どもが自ら見通しをもって、放課後児童クラブでの過ごし方を理解し、放課後児童クラブに通う意味を理解するよう、援助することが必要です。

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

- 子どもが放課後児童クラブに通えない場合、その理由を把握し、対応が行われているか確認します。

- 保護者が年度途中の転居以外で退所を検討している際、その理由を把握し、対応が行われているか確認します。

- 一人ひとりの子どもの様子を保護者に伝える方法や機会は、連絡帳以外にも、保護者の迎えの際等の直接の連絡、個人面談等様々にあることから、それぞれの方法の特徴を理解し、複数の方法や機会を組み合わせることで保護者に必要な情報を伝えているか確認します。

A② A-1-(1)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1. (4)②

- 子どもの安全と保護者の安心を確保するとともに、放課後児童クラブでの育成支援に見通しが立てられるように、子どもの出欠席については、保護者からの連絡をあらかじめ確認しておく必要があります。その際、当日の変更についても確認できるようにすることが必要です。
- 子どもは、時に学校から放課後児童クラブに来る途中で寄り道をするなどして来所が遅くなってしまうことや、連絡なく欠席してしまうこともあります。子どもが保護者からの連絡なく欠席したり来所が遅れたりした場合には、速やかに状況を把握して適切に対応することが求められます。出席する予定の子どもが予定の時刻を過ぎても連絡がないまま来所しない場合は、同じクラスの子ども等にその子どもの下校時の様子等を聞き、必要に応じて学校にも尋ねます。そして、連絡なく欠席していることがわかった時は、速やかに保護者に連絡をします。
- 保護者には事前に、このような緊急時には速やかに保護者に連絡をとることを伝えておきます。所在が把握できず、探すことになる場合もあるため、その際の対応をあらかじめ検討し、職員間で共有しておくことも必要です。
- なお、子どもには、自分の判断だけで欠席しないことを理解できるように説明することが必要です。また、子どもの判断で欠席することがあった場合には、欠席したことの背景にある子どもの気持ちや状況を把握することに努め、保護者と協力して対応を図っていくことも大切です。

第3章4.

- 放課後児童クラブでは、子どもや家庭の状況によって子どもの利用状況が異なるため、子どもの出欠席について、保護者からの連絡をあらかじめ確認しておく必要があります。
- 出欠席についてあらかじめ確認することで、子どもの放課後児童クラブでの生活についての見通しを保護者と放課後児童クラブとが共有し、継続性を持って育成支援に当たることが可能となります。また、子どもは学校から(学校休業日は自宅から)子どもだけで放課後児童クラブに来所するので、放課後児童クラブに来るまでの間で発生しうる事故やトラブルの防止や早期発見のためにも、出欠席の事前確認は必要なことです。事前に確認しておくことで、子どもが放課後児童クラブを連絡なく欠席した場合に迅速に対応することができます。そして、そのことは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できることにつながります。
- 出欠席の確認を徹底するためには、放課後児童クラブの利用を開始する前に保護者に、子どもの出欠席を事前に確認すること、欠席や時間変更は基本的に保護者から放課後児童クラブに連絡することについて説明し、理解を得ておくことが必要です。その際、緊急時には保護者の職場等に連絡することもあり得ることや、連絡がとれない時の保護者以外の緊急連絡先についても確認しておくことが求められます。
- 事前に予定されている場合以外の欠席の理由の中には、子どもが放課後児童クラブに行きたがらない、放課後児童クラブにおける子ども同士のトラブル等が含まれている場合もあります。保護者からこのような欠席の連絡を受けた際には、子どもや保護者から丁寧に事情を聞き、解決に向けて真摯に取り組むことが求められます。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

□放課後児童クラブが把握しておくべき、子どもに関する必要事項が記載された台帳・調査票等をもとに、子どもの出欠や来所及び帰宅予定時間、保護者の連絡先等を適切に把握しているか確認します。

A③ A-1-(1)-③ 子どもの安全や生活の連続性を保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1.(4)①

□放課後児童クラブでは、子どもの遊びや生活の多くが地域の中で行われます。また、子どもが学校から学校外の放課後児童クラブに来所する時や、放課後児童クラブから帰宅する時も地域との関わりを持ちます。子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等を守るためには、地域の人々の理解と協力が必要になります。

□放課後児童クラブは、地域の実情の把握に努めるとともに、地域組織や子どもに関わる関係機関等に放課後児童クラブの育成支援の内容や日々の子どもの生活の様子を伝え、地域の人々の理解と協力が得られるような関わりを築いていく必要があります。このことは、子どもの活動や交流の場を地域の中に広げることにもつながります。

第6章2.(4)

□子どもの来所及び帰宅時の安全を確保するためには、放課後児童クラブが子どもの来所や帰宅の状況について保護者との連絡をもとに確実に把握していることが必要です。保護者から欠席や遅刻の連絡がないまま来所しない場合には、速やかに保護者あるいは学校に連絡をとって子どもの居場所を確認します。また、保護者から子どもが予定の時刻に帰宅していないなどの連絡があった場合にも、速やかに対応できるようにすることが必要です。

□帰宅時の子どもの迎えがある場合には、基本的にいつ誰が迎えに来るのかを事前に確認しておく必要があります。そして、通常送迎している以外の者が迎えに来る場合には、そのことについて保護者からあらかじめ連絡を受けることを徹底し、迎えに来た者が確かに保護者から依頼された者であることを確認することが必要です。なお、このことについては、第3章1(4)②でも解説しています。

□子どもの来所及び帰宅時の安全確保に関しては、保護者に子どもの安全が確かめられる帰宅経路を設定するように伝えるとともに、放課後児童クラブもその帰宅経路を把握し、子どもが来所及び帰宅途中の安全に気を付けるように援助することが求められます。そして、自治会等の地域組織や警察をはじめとした関係機関等と連携、協力し、地域で子どもを見守るようにして、不審者情報の共有や安全確保のための見守り活動を強化していくことが求められます。日頃から放課後児童クラブの様子を地域組織や関係機関等に伝え、子どもの安全について話し合い、協力関係をつくっておくことが望まれます。

□なお、「放課後児童クラブ(児童館)への児童の来所・帰宅時における安全点検リスト」(平成17年12月14日雇児育発第1214001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課通知)が示されていますので、このリストに沿った取組の点検も望まれます。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

□子どもの学校行事や時間割等について、学校と書面等を活用し、共有されているか確認します。

□「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リスト(平成30年7月)」(平成30年7月11日厚生労働省・文部科学省通知)を活用して、児童の来所・帰宅経路の安全確保に関する取り組みの点検を行っているか確認します。

□放課後児童クラブが把握しておくべき、子どもに関する必要事項が記載された台帳・調査票等をもとに、子どもの来所経路や帰宅経路の把握を適切に行っているか確認します。

A-1-(2) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

A④ A-1-(2)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場となるよう工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1. (4)②

- 子どもが安全に過ごせるように、施設設備や遊具等の安全点検、整理整頓、清掃等は、毎日子どもが来所する前までに行う必要があります。そして、来所時には、放課後児童支援員等から声をかけるなど、子どもが安心できるように迎え入れることが望まれます。
- 来所する子どもの状況は様々です。迎え入れる際の子どもの会話や表情等に気を配ることは、その日の子どもの様子を把握する上でとても大切です。なお、来所時の子どもの心身の状態がいつもと異なることに気付くためには、一人ひとりの子どもの普段の健康状態や心身の状態についての特徴を把握し、放課後児童支援員等の間でその情報を共有しておく必要があります。
- 放課後児童支援員等には、日常の遊びや生活の様子、保護者との連絡等を通して子どもの様子を把握し、子どもの情報について職員間で共有しておくことが求められます。また、一緒に遊ぶ、会話をするなどの日常の子どもの関わりの中から、子ども一人ひとりの状況や体調、情緒等を把握することが望まれます。
- 静養や気分転換が必要なことに気付いた時には、時機を逸さず対応することが求められます。また、病気やケガの場合は、状態を把握し、速やかに保護者と連絡をとることが必要です。

第6章1. (1)

- 放課後児童クラブは、子どもが放課後の時間を過ごす場であるため、休息やおやつ・食事等の基本的な生活を保障する機能を備えながら、安全に安心して、疲労の回復や気分の転換ができるくつろぎの場であることが必要です。そのため、ゆったりと過ごせる空間を用意するなど、一般の住まいに備えることが求められる機能のある程度満たす必要があります。
- したがって、放課後児童クラブの施設には、「生活の場」として、衛生及び安全が確保された手洗い場、台所設備、トイレ等のほかに、おやつや食事、自主的な学習活動が落ち着いてできるスペースや設備、子どもが団らんや休息等ゆったりとくつろげるスペース、体調の悪い時等に静養できるスペース等を確保することが求められます。また、生活の場として子ども一人ひとりの専用のロッカー(持ち物置き場)や下駄箱を設置するなどの配慮や工夫も望まれます。
- 放課後児童クラブの室内で子どもが心地よく過ごせるように、換気や採光に配慮し、室温や湿度、明るさ等が適切に保たれた快適な環境となるようにすることが求められます。また、壁面の掲示や装飾は生活の変化や節目に応じたものとし、子どもから見やすく整頓された状態を保つようにすることが望まれます。
- 室内のレイアウトについては、空間に余裕のない場合は、机や遊具の置き場所を工夫したり可動式のものを用いるなどして、子どもが動いて遊んだり、座って遊んだりできるように空間を工夫することが求められます。棚等の安定したもので空間を区切って、子どもが集中して遊ぶことができるスペースをつくる、カーペットや畳を敷くなどしてゆったりとくつろげるようにするなどの工夫も必要です。

第6章1. (2)

- 「生活の場」としての機能を満たすための設備及び備品等の具体例としては、衛生及び安全が確保された手洗い場、台所設備、トイレ、ロッカー(持ち物置き場)、下駄箱、机、椅子、冷暖房器具

等が挙げられます。なお、ロッカーや下駄箱は、子ども一人ひとりに専用のものを設ける必要があります。

□また、「遊び」に必要な設備、備品等として、テーブル、遊具や図書、遊びの素材、またそれらの収納設備等が考えられます。なお、遊びの素材は、子どもが自主的・創造的に遊ぶことができるものも用意することが望まれます。

□設備及び備品等の衛生及び安全の状況については、日常的に確認することが求められます。基準第9条第4項では、「専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない」とされています。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

□生活の場としての機能を満たすための設備及び備品等として、衛生及び安全が確保された手洗い場、台所設備、トイレ等のほかに、おやつや食事、自主的な学習活動が落ち着いてできるスペースや設備、子どもが団らんや休息等ゆったりとくつろげるスペース、体調の悪い時等に静養できるスペース等を確保しているか確認します。

□生活の場として子ども一人ひとりの専用のロッカー(持ち物置き場)や下駄箱を設置するなどの配慮や工夫がされているかも確認します。

□室内で子どもが心地よく過ごせるように、換気や採光に配慮し、室温や湿度、明るさ等が適切に保たれた快適な環境となっているか確認します。

□壁面の掲示や装飾は生活の変化や節目に応じたものとし、子どもから見やすく整頓された状態が保たれているか等の取組を評価します。

□空間に余裕のない場合は、机や遊具の置き場所を工夫したり可動式のものを用いるなどして、子どもが動いて遊んだり、座って遊んだりできるように空間を工夫しているかなどの取組を評価します。

A⑤ A-1-(2)-② 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1.(4)③

- 放課後児童クラブでの過ごし方は、できるだけ簡潔でわかりやすいものとし、子どもが理解できるようにする必要があります。そのためには、来所時や帰宅前に行くこと、集団での生活を円滑に進める上で協力して取り組むべきこと(片付け、整理整頓、係や当番活動等)、遊びやおやつ等の時間や生活の場面での決まりごと等、生活時間と生活全体の見通しを立てる上で必要なことについて、子どもと話し合いながら決めていくことが求められます。
- 子どもが主体的に生活できるようにするためには、子どもと一緒に遊びや生活の流れや内容を組み立て、折々に工夫・改善しながら過ごし方を考えていくことも望まれます。
- 放課後児童クラブでは、学年ごとの下校時刻や、学校の行事による子ども達の様子の変化を考慮して、無理のない過ごし方となるよう配慮しながら、室内遊びや屋外遊び、おやつ、自主的な学習活動等、遊びや生活内容ごとのおおまかな生活時間の区切りをつくることが求められます。そして、それを子どもと共有して活用することにより、子どもが見通しを持って過ごせるよう援助することが望まれます。
- 生活時間の区切りは、子どもが生活する姿を念頭に置きながら、無理なく過ごせるように組み立てます。その際、子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを立てることができ、集団の中での過ごし方についても自分自身で考えられるように工夫する必要があります。そのためには、それぞれの時間に何をするのか、なぜ区切りが置かれているのかを子どもにわかりやすく伝えるとともに、時には、子どもが納得して過ごせるように、話し合って改善していくことも大切です。
- 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得る必要があります。年度の初めに伝えるだけでなく、春休み、新学期(特に1年生の過ごし方等)、夏休み等、過ごし方や生活時間の区切り方が変わるとに通信や保護者会等を活用して丁寧に伝えることが大切です。特に放課後児童クラブに初めて子どもを通わせる保護者は、子どもがどのような生活をしているのか等について心配になることがあります。保護者の安心のためにも、放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、すべての保護者に随時伝えることが望まれます。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

- 学年ごとの下校時間や、学校の行事による子どもたちの様子の変化を考慮して、おおまかな過ごし方や生活時間の区切りをつくっているか確認します。
- 集団の中での過ごし方について、子どもが自分自身で考えられるようにするために、それぞれの時間に何をするのか、なぜ区切りが置かれているのかを子どもに伝えているかなどの取組を評価します。

A⑥ A-1-(2)-③ 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1.(4)④

□子どもが放課後児童クラブでの生活を通して習得する基本的な生活習慣には、健康や衛生に関すること(手洗い、うがい、衣服の着脱等)、子どもの日常生活に関すること(持ち物の管理、片付け、整理整頓等)、放課後児童クラブでの生活に関すること(集団生活を維持するための活動を分担・協力して取り組むこと等)があります。そのそれぞれについて、放課後児童支援員等は、子どもが放課後児童クラブにおける生活を通して身に付けることができるように援助することが求められます。その際には、一人ひとりの発達の状況に応じた援助を心掛けるとともに、その必要性を子ども自身が納得し、取り組みやすい環境の中で身に付けていけるように工夫することも望まれます。

□また、集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組む際には、それぞれの子どもが取り組んでいることを全員に知らせて、お互いのことを理解できるようにする機会を設けたり、定期的にその内容の改善について話し合ったりすることも望まれます。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

□片付け、整理整頓、係や当番活動等、集団生活を維持するための活動に取り組む際、それぞれの子どもが取り組んでいることを全員に知らせているかどうか確認します。

□片付け、整理整頓、係や当番活動等、集団生活を維持するための活動に取り組む際に、定期的にその内容の改善について話し合っているかどうか確認します。

A⑦ A-1-(2)-④ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第2章全般

第6章1.(1)

- 放課後児童クラブは子どもが日常的に遊びを行う場であり、室内・室外の両方に遊ぶことのできる空間を確保しておく必要があります。室内においては、静かな遊びやごっこ遊び等ができるスペースを設け、活動的な遊びができるスペースには設備、備品等の安全対策を施すなどして子どもが過ごしやすく空間構成を工夫するとともに、遊びを豊かにするために必要な設備、備品等を備えることが求められます。また、放課後児童クラブの室外の遊びの場を確保する上では、学校、公園や児童遊園、児童館、図書館等地域の公共施設等と連携し、それらを積極的に活用することも望まれます。
- 屋外での遊びは、子どもの心身を解放し、運動能力を高めるとともに、子ども同士での遊びを豊かなものにします。放課後児童クラブに通う子どもは、帰宅までの放課後の時間や学校の休業日に放課後児童クラブで過ごすことを考慮して、屋外遊びを行う場所を積極的に確保し、活用していくことが求められます。
- 放課後児童クラブに隣接する屋外の遊び場が整っていない場合は、近隣の学校、公園や児童遊園、児童館等地域の公共施設等を積極的に活用することが求められます。学校や地域の公共施設等については、放課後児童クラブの活動への理解が得られるように努め、遊びの場所の提供について協力を得られるようにすることが求められます。

第6章1.(2)

- 放課後児童クラブは、年齢の異なる子どもが放課後の時間を一緒に過ごす場です。そうした特性を踏まえて、どの年齢の子どもにとっても、ほっとできるくつろぎの場であるとともに、いきいきと活動できる場となるよう、空間や設備、備品等の配置や構成を工夫することが求められます。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

- 製作活動や伝承遊び、地域の文化に触れる体験等の多様な活動や遊びを取り入れていることも評価します。

A⑧ A-1-(2)-⑤ 子ども同士の関係を豊かに作りだせるように援助している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1.(4)⑤

- 子どもが生活の中でできること・やりたいことは、年齢や発達の状況によって異なります。
- 年齢や発達の状況が異なる子どもと一緒に過ごす中では、お互いが「まねをしたり、見守ったり、待ったり、手助けしたりする」等のことが可能になります。その一方で、遊びへの参加、行事の決め方、片付けや掃除の仕方等々を巡って、子ども同士の意見の対立等が起こることもあります。また、年下の子どもに合わせて過ごし方が制約される場面が生じるなど、子ども同士がお互いの状況に合わせざるを得なくなる場面もあります。放課後児童支援員等には、子ども一人ひとりの思いに配慮しつつ、子どもがお互いを尊重しながら協力し合える関係を築けるように援助することが望まれます。
- 子どもが遊びの中で関わる仲間や遊びの内容は多様です。遊びの中で、子どもは、他者と自身の共通性や違いに気付くとともに、自身の欲求と他者の欲求を同時に成立させるすべを見出し、集団での遊びを継続できるようになります。そのような過程を経る中で、お互いの遊びや遊び仲間を認め合い、仲間関係をつくり、広げていきます。
- 放課後児童支援員等は、子どもが仲間関係を作り出せるようにかかわりを工夫し、自発的に遊びを展開できるように援助することが求められます。
- また、子どもが遊びに集中したり、ゆっくりくつろいだりできる場所や、思いきり動いたり、時には隠れたりする場所等、活動場所に多様さがあることによって、子どもの自発的な遊びの幅はより広がっていきます。年齢や発達の状況、その時々々の心身の状態にも応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できるような環境を整えることも望まれます。
- 遊びや生活の中では、子ども同士の意見が一致しなかったり、わがママがぶつかり合ったり、感情の高ぶりをコントロールできなくなったりして、けんかになることもあります。けんかのきっかけとなる様々な関係、いろいろな感情を知り、そこから仲直りの方法を見つけていく過程は、子どもにとって大切な学びの機会ともなります。
- 子どものけんかへの適切な対応を考えていく上では、それがどのような関わりの中で起こるのかを理解することが必要です。放課後児童クラブでの子どものけんかは、遊びや生活の中に存在する様々な場面や感情から生じます。放課後児童支援員等は、けんかを解決することのみを優先させるのではなく、お互いの思いを受け止めた上で、子どもの発達の状況等にも配慮しながら、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように援助することが求められます。その際には、お互いの考え方の違いやそれぞれの子どもの気持ちを認め合えるようにするなどの丁寧な関わりが望まれます。
- いじめは、一定の人間関係にある子どもから、心理的・物理的な攻撃を受けたことによって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じていることを指します。
- 子どもは、放課後児童クラブの活動においても、けんかをすることもあります。いじめにも、けんかにも、多様な形態があり、一見すると、けんかに見える行為の中にも、その子どもの感じ方によって、いじめにあたるものもあります。放課後児童支援員等は、普段から子どもたちの様子に十分注意を払い、いじめに当たる行為が行われていないか見極めることが必要です。
- 放課後児童支援員等は、子どもからいじめに係る相談を受けるなどによって、いじめを発見した時には、いじめを受けた子どもの気持ちに寄り添って守り通す必要があります。また、日頃から子どもとの信頼関係を培うよう努めることが、いじめの予防と早期発見につながります。

- いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる子どもが在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要があります。通報後、学校からいじめを受けている子どもの見守り等を依頼されることも考えられますが、その際は、学校との連携を図りながら対応することが重要です。
- 放課後児童支援員等は、いじめの関係が生じないようにする上で求められる配慮、いじめの早期発見に向けて取り組むべき事項、発見した際の対応方法等について、教育委員会、学校等と連携しながら、様々な事例や文献から継続的に学ぶ必要があります。
- 児童期になると子どもの活動範囲が広がり、子どもの遊びの内容やその規模も大きく変化します。特にこの時期の屋外での遊びは、子どもの心身を解放し、運動能力を高めるとともに、子ども同士の遊びをより豊かなものにします。放課後児童支援員等は、子ども一人ひとりが発達段階にふさわしい遊びと生活を送ることができるよう、環境の工夫や改善等に努める必要があります。
- 子どもの遊びをより豊かなものへと発展させるためには、様々な材料を加工したり組み立てたりしてものを作る・作って遊ぶことや、伝承遊びを取り入れる等の工夫も望まれます。また、地域の様々な人々との交流を通して、地域の文化等に触れるなど、様々な体験を積むことによって、放課後児童クラブに新しい遊びや多様な活動を取り入れる工夫をすることも望まれます。
- 児童期は、子どもの遊びと遊び仲間の範囲が地域(主に学校区)に広がる時期です。放課後児童クラブの生活の中でも、放課後児童クラブの置かれている環境を有効に活用し、放課後児童クラブの子ども達が地域の子供達と一緒に遊んだり過ごしたりする機会を設けることが求められます。それらの機会には、「地域の子供達と一緒に遊ぶ機会を設ける」「放課後子供教室へ参加する」「子どもの遊び場や居場所(児童館や図書館の児童コーナー等)に出掛ける」等が考えられます。
- また、放課後児童支援員等は、地域の中の遊びの環境やそれらに関わる事業や人々等を具体的に知り、情報を収集して、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れて取り組むことが求められます。そして、必要に応じてそうした活動に保護者や地域住民が協力しながら関わることができるようにすることが望まれます。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

- いじめの発見、対応に関して取り組むべき事項については、教育委員会、学校等と連携しながら継続的に学んでいるか確認します。
- 放課後児童クラブの子ども達が地域の子供達と一緒に遊んだり過ごしたりする機会を設けているか等の取組を評価します。
- 地域の中の遊びの環境やそれらに関わる事業や人々を具体的に知り、情報を収集しているか等の取組を評価します。

A⑨ A-1-(2)-⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1.(4)⑥

- 放課後児童クラブでは、子ども一人ひとりの生活状況を把握して育成支援を行うことが求められます。また、放課後児童支援員等は、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重することが大切です。日頃から子どもの意見に耳を傾けるよう努めるとともに、言語化されていない子どもの思いや感情にも気付けるように努力することで、子どもが悩みや相談事も話せるような信頼関係を築いていくことが望まれます。
- 子どもは、自分で考えること、お互いの意見や感情に気付くこと、話し合いによって意見をまとめていくこと、自分達で計画したことに責任を持って実行すること等を通して、多くのことを学んでいきます。
- 放課後児童クラブで行事等を行う際には、子ども同士が意見を出し合いながら企画や活動をつくり上げていく機会を設けることが求められます。その際、放課後児童支援員等には、年齢や発達の状況が異なる子どもが一緒に生活していることに十分配慮した上で、一人ひとりがそれぞれの状況に応じて主体的に参加していけるような配慮や工夫をすることが求められます。
- 子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、まず放課後児童支援員等から子どもと保護者に活動の目的やおおまかな内容を説明することに加えて、子ども自身が運営に関わる際の段取り等も伝えておく必要があります。
- 活動の企画・実施の過程においては、子どもの状況を把握して、一人ひとりが無理なく安全に参加できる活動となるように工夫することが望まれます。

A-1-(3) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

A⑩ A-1-(3)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章2. 全般

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

子どもの通っていた保育所、幼稚園等と連携及び協力を図っているか確認します。

放課後等デイサービス等、子どもが利用している事業と連携及び協力を図っているかも確認します。

A⑪ A-1-(3)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章2. 全般

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

保護者や学校と連携し、一人ひとりについて個別の支援計画を作成しているか確認します。

地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくっているか確認します。

A12 A-1-(3)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章 3. 全般

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

□「特別の支援を必要とする子どもや家庭」として、放課後児童クラブ運営指針解説書では、「生活の困窮、保護者の病気や障害等による養育困難、ひとり親家庭等で育児と就労の両立が困難な家庭、DV等の問題がある家庭」等、様々な理由が考えられること、そして、その中には、「子どもの貧困」が含まれている場合もあることが記載されています。

□このような課題は周囲からは見えにくい場合も多くあるため、子どもが家に帰りたがらない、過度におなかを空かせているなどの様子に目配りしながら、早期発見・早期把握に努めているか確認します。

□また、外国籍の子どもたちへの配慮も求められます。

A-1-(4) 適切なおやつや食事の提供

A⑬ A-1-(4)-① 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1.(4)⑦

- 子どもにとっておやつは、栄養補給(補食)としての役割とともに、気分転換をし、遊びや活動のものになる活力を充実させる働きもあります。また、おやつの時間は、子ども同士が、一緒になごやかに楽しむひと時でもあります。ゆったりとした雰囲気仲間とともにおやつを楽しむことは、子どもにとって生活の場である放課後児童クラブにおいて、とても大切なことです。
- おやつの提供に当たっては、子どもの来所時間や夕食の時間、遊びや生活の流れ、子ども達の状態等を考慮し、おやつを提供する時間や内容、量等を考えていくことが望まれます。提供に際しては、安全及び衛生管理に万全を期す必要があります。また、おやつの内容等については、保護者に伝えることが望まれます。

A14 A-1-(4)-② おやつや食事提供時の食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するための対応を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1.(4)⑦

- 食物アレルギーは、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要があります。放課後児童支援員等は、食物アレルギーに関する基礎知識、食物アレルギーのある子どもに対する配慮事項や緊急時に使用するアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和する自己注射薬である「エピペン®」の使用方法を含めた対応方法等に関する基本的な事項について継続的に学び、緊急時対応のマニュアル等を整備して全職員に周知を徹底し、子ども本人・保護者と共有しておくことが必要です。
- 放課後児童クラブへの受入れ時には、すべての子どものアレルギーの有無を利用開始前までに調査する必要があります。食物アレルギーのある子どもについては、書面及び保護者との面談により、アレルギー症状を起こす食品や現れる症状、家庭での対応状況、保育所等での対応の経緯や学校での対応状況、医師の指示等、必要な事項を聞きとり、全職員で情報を共有する必要があります。
- 食物アレルギーのある子どもへのおよつ提供については、それぞれの放課後児童クラブの設備や職員体制を踏まえて「代替食を提供する」「およつを持参してもらう」等の対応方針を定めた上で、個々の子どもについての対応と配慮すべき事項について、保護者と相談しながら決めていくことが必要です。そして、その内容についても全職員に周知します。
- およつを提供する際や子どもが食べる際には、誤配や誤食がないよう、危機管理を徹底し、確認体制を十分に整えて提供します。
- 万が一、誤食があった場合には、その場で症状が現れなかった場合にも必ず保護者に伝えることが必要です。アレルギー症状が現れた場合の対応についてはマニュアルに基づく対応を全職員が実践できるように、緊急時を想定した訓練を定期的にも実施することも必要です。
- 保護者の同意を得た上で、放課後児童クラブと一緒に生活するほかの子どもにも、食物アレルギーやおよつを食べる際の注意点等について丁寧に説明し、理解や協力を求める必要があります。
- なお、子どもの食物アレルギーの状況は変化する場合があります。定期的に食物アレルギーの状況や配慮事項を保護者と確かめ合うことが必要です。

第6章2.(2)

- 食物アレルギーのある子どもについては、書面及び面談により、保護者と緊密に連携し、アレルギー症状を起こす食品や現れる症状、家庭での対応状況、幼稚園、保育所等での対応の経緯や学校での対応状況、医師の指示等、必要な事項を聞きとり、放課後児童クラブにおける対応方法を相談しながら決めていく必要があります。そして、対応方法と留意すべき事項については、子ども本人・保護者・全職員の間で共有しておくことが必要です。
- 食物アレルギー事故、窒息事故等には、危機管理の意識を持って日頃から備えておく必要があります。そのためには、緊急時における対応の方針を定めた上で運用方法と各放課後児童支援員等の役割分担について確認し、対応の手順を全職員の間で周知徹底する必要があります。また、緊急時に適切な対応を行うために、放課後児童支援員等は、食物アレルギーの症状が現れた場合や窒息等がみられた場合の見極め方や、救急車の要請、「エピペン®」の使用方法を含めた対応について、研修等で学んでおくことも必要です。

□万が一、子どもがアレルギー症状を起こす食品を食べたりそれらに触れたりし(可能性を含む)、アレルギー症状と疑われる様子がみられる場合には、子どもから目を離さないよう注意しながら応急処置のために必要な準備を行うとともに、直ちに緊急性を判断することが重要です。緊急性が高いと判断される場合には、すぐに救急車の要請を行い、「エピペン®」の使用、AEDの使用等の心肺蘇生の対応を実施します。一方で、保護者への連絡、運営主体の責任者への連絡等も必要です。同時に、一連の対応について記録をとることや、他の子どもへの対応も求められます。それぞれの手順を、早急かつ確実に進めるためには、日頃から緊急時を想定した訓練を行い、全職員が子どもの安全を守る当事者としての認識を強く持って事故の防止に取り組む必要があります。

□おやつ提供に際しては、窒息事故の可能性にも留意しなければなりません。食品を食べやすい大きさにして提供し、よく噛んで食べることを指導するとともに、食べる際の姿勢やおやつの間(前後を含む)の子どもの様子には必ず目を届かせる必要があります。万が一、食品が喉に詰まった様子がみられた場合には、救急車を要請する一方で、到着するまでの間は、救急隊員のアドバイスに従って対処を試みます。食物アレルギーの症状への対応と同様に、素早い判断と救急対応、応急処置が肝要です。

A15 A-1-(4)-③ おやつや食事に関する衛生管理を適切に行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第6章2.(1)

- おやつを提供は、食中毒や事故の防止のための点検項目を定め、確認しながら行うことが必要です。また、おやつを提供する放課後児童支援員等は、手洗いや爪切り、消毒等の衛生管理を徹底することが必要です。放課後児童クラブによっては、おやつ作りをするところもありますので、取り組むべき衛生管理の内容を明確に定めて、それを遵守することが求められます。
- 子どもがおよつた準備等を放課後児童支援員等と一緒にいる場合は、子どもも手洗いをし、爪の状態や傷の有無の確認等をして衛生管理を徹底します。その際には、食品の衛生管理とともに、使用する布きんやまな板等も消毒し、乾燥させるなどして食中毒対策をすることが必要です。これらの衛生管理上の留意点については、行事として調理等を行う場合も同様です。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

- 放課後児童クラブでは、平日のおよつた提供のほかに、学校の長期休暇中の昼食があります。放課後児童クラブによって、食事を提供する場合は提供方法にはお弁当の持参や宅配弁当などの活用、クラブでの調理など、様々な形がみられることから、提供方法に応じて、衛生管理の配慮のあり方について確認します。
- 子どもと一緒におよつたや食事作りを行っている場合には、取り組むべき衛生管理の内容を明確に定めているか確認します。

A-1-(5) 安全と衛生の確保

A⑯ A-1-(5)-① 子どもの安全に関する環境を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章1. (4)⑧

- 子どもにとっての危険の種類や内容と、それらに対応する子ども自身の能力は、年齢や発達の状況によって変化します。子どもの安全を守るためには、子どもが予測できず、どのように対処すればよいかの判断が不可能な危険(ハザード)に対して、未然に排除できるような対応や管理の方法を考えておくことが必要です。
- 事故やケガを未然に防ぐためには、屋内外の施設設備等の衛生や安全を点検し、遊びや生活が衛生及び安全の確保された環境で行われるよう整備することが必要です。衛生や安全管理に関する点検は、点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に行います。なお、点検対象とする環境には、近隣の公園に行く場合や散歩、遠足等、放課後児童クラブの外で活動する場合も含まれます。
- 更に、地域の中で子どもが安全に過ごせるように支援する上では、家庭から学校、学校から放課後児童クラブ、放課後児童クラブから家庭等、子どもの主な行動範囲を中心とした地域の中での子どもの行動や環境を把握することも求められます。
- 放課後児童クラブでは、子ども一人ひとりが身に付けている安全についての自己管理能力を把握して、「子どもの自己管理能力をいかすことができること」「その子どもが学習することによって理解できること、習得することが可能なこと」「放課後児童支援員等が直接危険から子どもを守ること」を、適切に組み合わせて対応する必要があります。子どもが遭遇する危険は、子どもの発達段階や、子どもが置かれている状況や行動の内容によっても異なります。そのため、子ども一人ひとりの発達の状況、健康の状況等を把握した上で、それぞれに対応した適切な援助のあり方を考えていくことが求められます。
- また、遊びの場面では、子どもの好奇心や意欲も大切にしながら、危険なことについて子ども自身が考え、判断できるよう援助していくことが求められます。そのため、想定される危険の内容によっては、安全を確保するための行動のあり方について子ども自身が学ぶ機会を設けることも望まれます。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応についての方針を策定し、放課後児童支援員等に周知徹底する必要があります。

第6章2. (2)

- 放課後児童クラブの中で子どもが遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガです。施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もありますので、施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所及び遊具等について日常的に安全を確認することが求められます。
- 施設設備等については、安全点検表を作成して点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検します。点検の結果については記録しておき、不具合がある場合には必要な補修等を行います。
- なお、安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や遠足等の放課後児童クラブの外で活動する場合の環境も含まれます。遠足等の場合は、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情等も含めて事前に調べる必要があります。

- 事故やケガの防止のために日常においてどのような点に留意すべきか、また、事故やケガが起きそうになった場合、あるいは起きた場合にどのように対応して被害を少なくするかといったことについて、日常の行動にいかすための事故防止マニュアルを整備し、それを効果的に活用できるように訓練や研修を行う必要があります。特に、事故やケガが起きた場合を想定した実地の訓練は、実際に事故等が発生した際の迅速な対応につながるため、様々なケースを想定して定期的に行うことが必要です。
- 放課後児童クラブにおける活動の中では、危険につながる可能性のあることに子ども自らが気付いて対処できる、直接の危険に遭遇した時に自分で被害を防ぐあるいは最小限に留めるなど、子ども自身が危険を回避できるようにしていくことも求められます。子どもが遭遇する危険は、子どもの発達段階、子どもが置かれている状況や行動の内容によっても異なります。子どもが自ら危険を回避できる力を育てていくためには、子どもの発達段階や場面あるいは状況に応じた適切な援助が求められます。
- 事故やケガが発生した場合には、応急手当等の初期対応のあり方が非常に重要です。少しの対応の遅れが命に関わることもあり得るため、放課後児童支援員等は応急手当等の具体的な方法についてあらかじめ学んでおき、いざその場面に直面した際には迅速に対処できるようにしておく必要があります。そのためには、応急手当の方法を学ぶ機会に参加することも求められます。
- 事故やケガが発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、保護者に連絡し、事故原因等については改めて具体的かつ丁寧に説明することが求められます。保護者へ連絡する際には、家庭の状況や保護者の心情に配慮しながら、誠意ある対応を心掛けることが重要です。なお、万が一、事故やケガが発生した場合の対応や連絡方法については、事前に保護者と共有しておくことが望まれます。
- なお、重大事故が起きた場合には、放課後児童クラブの運営主体から市町村・都道府県を通じて厚生労働省及び消費者庁に報告することが求められています。
- 事故やケガが発生した場合は、その発生時刻や場所、その内容や対応の経過について正確な時刻の記述も含めて記録しておくことが必要です。発生時の状況を迅速かつ正確に記録することにより、その後の対応を適切に進めることができます。更に、発生に至った経緯や事故・ケガの内容、発生後の対処等を記録することによって、それらの発生した原因や対処のあり方を検証し、その後の事故やケガの予防や対応に役立てることもできます。なお、これらの記録は、事故について報告や説明が求められる場合の基礎資料にもなります。
- 事故事例や事故につながりそうであったヒヤリ・ハット事例等の情報は、共有して対策のあり方を探ることで、多くの類似の事故を防ぐことにつながります。軽微な事故や結果的に事故に至らなかった事例であっても、一歩間違えれば重大な事故に発展していた可能性があることを踏まえ、事例の情報を収集して記録の上、原因や要因を分析することが望まれます。この際、分析のために必要な事項が明確になるよう記録の方法や様式を工夫し、検討しやすい状態にしておくといでしょう。
- また、一つの放課後児童クラブで起きた事例は、繰り返し起きたり、他の放課後児童クラブでも起きる可能性があるものです。実際に起きた事例を詳しく分析して教訓を引き出し、その内容を必要に応じて同一の事業者内あるいは市町村内の他の放課後児童クラブとも共有し、予防策にいかすことも考えられます。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブに通う子どもや放課後児童支援員等の事故やケガ等で賠償すべき事態が発生する場合に備えて、必ず損害賠償保険に加入しておく必要があります。また、過失の有無に関わらずケガ等を保障する傷害保険等についても加入することが必要です。

□なお、加入している保険の内容については、放課後児童クラブの利用の開始に当たって説明会あるいは書面で保護者に説明しておく必要があります。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

□危険なことについて、子ども自身が気づき、判断できるよう援助しているか確認します。

□安全を確保するための行動について子ども自身が学ぶ機会を設けているか確認します。

□安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や遠足等の放課後児童クラブの外で活動する場合の環境も含まれます。遠足等の場合は、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情等も含めて事前に調べるなどの取組を行っているか確認します。

A⑰ A-1-(5)-② 衛生に関する環境を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第6章2.(1)

- 子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身に付けるよう援助し、子どもと共に日常の衛生管理に努めることが求められます。放課後児童支援員等は、日常の衛生管理に向けた取組のあり方や感染症や食中毒等の予防と対応等に関する基礎知識を習得した上で、日々の育成支援に当たる必要があります。また、衛生管理の観点から施設設備や備品等を定期的に点検することも求められます。
- 医師の指示により保護者を通じて児童の医薬品を保管する場合は、適切に管理することが必要です。また、子どもの衛生管理に当たって必要となる医薬品(医薬部外品等)の備えが求められます。
- 急な病気や事故に際しての子どもの応急手当のためにAED等も備えておくことが望まれます。
- 放課後児童クラブは、子どもが集団生活を営む場であるため、多数の子どもが共に生活する環境が清潔に保たれるように、日頃から手洗い場(蛇口等)、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、床・畳(カーペット)、棚、掃除用具、ドアノブ、玩具等の衛生管理を行います。施設設備等の清掃・消毒については、マニュアルやチェックリスト等を定めて計画的に行うとともに、実施点検した結果について記録することも必要です。

A-2 保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携

A⑱ A-2-(1)-① 保護者との協力関係を構築している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第3章4. (2)

- 放課後児童支援員等には、育成支援を通じて子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められます。そして、子どもの様子を日常的に保護者に伝えて、保護者との信頼関係を築くように努めることが望まれます。また、連絡帳や迎えの際の会話等では、保護者の声に真摯に応えることを心掛けて、子育てのこと等について保護者が相談しやすい関係づくりに努めることが求められます。
- 保護者から相談があった場合には、保護者の気持ちを受け止め、子どもと保護者の安定した関係が維持できるように配慮しながら、理解や共感に基づいた説明や助言等を行うことが望まれます。そして、その中で保護者が納得でき、解決に至ることができるよう、自己決定を尊重して対応することが大切です。
- なお、保護者からの相談への対応は、個人の情報が守られていることを前提として成り立つものであり、個人情報の保護、知り得た事柄の秘密保持に留意し、遵守することが必要です。
- 保護者からの個別の相談への対応においては、必要に応じて市町村等の各種相談窓口や関係機関との連携が求められます。保護者からの相談の内容に応じて適切な支援につなぐことができるよう、日頃から市町村等の各種相談窓口や関係機関の役割や機能を十分に理解し、それらとの連携の可能性を常に考慮しておくことが望まれます。
- 子どもの生活の連続性を保障し、育成支援の内容をより充実させるためには、保護者が放課後児童クラブの状況や活動について理解し、その運営に協力する関係を築くことが求められます。
- 放課後児童クラブは、育成支援の状況や子どもの様子について保護者に説明する機会を設け、理解を得られるように努力することが望まれます。具体的な取組としては、通信や保護者会等を利用して放課後児童クラブの様子を保護者に定期的に伝えるなどがあります。
- また、保護者は、活動や行事に参加したりする中で、自分の子どもだけでなく、放課後児童クラブ全体の子どもの様子やその関わりを知ったり、放課後児童クラブについての理解をより深めることができます。そのためには、保護者が放課後児童クラブの活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどの取組を行うことも望まれます。
- なお、保護者が放課後児童クラブの活動や行事、保護者会等へ参加することは、就労状況や家庭の状況等の理由によっては負担となる場合もあります。行事や活動の日程、時間、頻度については保護者の状況や意向に配慮して工夫することが求められます。
- 保護者同士が交流したり子育てについて協力したりできるようにすることも、放課後児童クラブに求められます。子育てを通じて交流し、協力し合うことができる保護者間の関係が築かれるように、保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫するとともに、父母の会等の保護者組織の活動についても積極的に支援し、連携していくことが望まれます。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

□放課後児童クラブは、公設公営、社会福祉法人や株式会社などが運営する公設民営、民設民営のほかに、父母会運営方式など、設置・運営形態が多様であり、その運営形態により保護者の関わり方が異なることに注意が必要です。

A-2-(2) 学校との連携

A⑱ A-2-(2)-① 学校との連携を図り、子どもの生活の連続性を保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第5章1.

- 放課後児童クラブに通う子どもは自宅、学校、放課後児童クラブで1日の多くの時間を過ごしています。放課後児童支援員等は、子どもが日々の生活を円滑に過ごすことができるよう、安全面も含めて学校と情報交換や情報共有をし、子どもの生活の連続性を保障する必要があります。
- 学校との連携を図るためには、放課後児童クラブの事業案内や行事の予定、放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿等を届けるなどして、放課後児童クラブでの生活の様子を学校に伝えます。そして、学校から授業時間や年間行事の予定と学校だより・学年だより等を知らせてもらいます。特に1年生については、環境の変化が大きいことを考慮して、4月当初は緊密な連携を図ることが大切です。
- 学校からの下校時刻に加え、学校行事等の予定もあらかじめ把握することは、下校後の子どもの心身の変化に気付き、細やかに対応できるようにするためにも必要なことです。また、子どもが放課後児童クラブに来所する予定だったのに来ていない、体調が優れないなど、何か変化や問題が生じた際には、学校とすぐに連絡調整ができる関係を構築しておくことが求められます。
- 更に、公開授業や学校行事に参加するなどして、学校での子どもの様子を知る機会を積極的に作るよう心掛け、学校からも子どもの放課後児童クラブでの生活に関わる情報を伝えてもらえるような関係を築くことも望まれます。
- 学校との情報交換や情報共有は日常的に行う必要があるほか、行事等で交流したり連携の窓口担当者同士が面談したりするなど、定期的な情報交換や情報共有、交流等の機会を設けることも重要です。
- 設置場所が校内か学校外かに関わらず、放課後児童クラブに学校との連携の窓口担当者を置くことが求められます。学校からも連絡の際の窓口となる担当者を知らせてもらうと、連携がスムーズになります。可能であれば、担当者同士が面談する機会を、年間を通して定期的に設けられるようにすることが望まれます。
- 更に、保護者からも、学校に対して子どもが放課後児童クラブに在籍していることや放課後児童クラブでの様子等を伝えてもらうなどして、保護者の協力のもとで日常的に学校との連携を図ることが望ましいといえます。
- 放課後児童クラブが入手した個人情報や放課後児童支援員等が職務上知り得た情報については、放課後児童クラブとしてあらかじめ情報の管理や取扱いのルールを取り決めておき、責任を持って情報を管理しなければなりません。なお、子どもに関して、保育所、幼稚園等に情報提供をしたり情報を得たりする際には、その情報に個人情報や本人にとって秘密とみなされる情報が含まれていることもあるため、原則として、情報を共有することについて保護者から同意を得る必要があります。
- 子どもの遊びや活動の内容を広げ、放課後児童クラブに在籍していない子どもと交流を深められるようにするために、日常的に学校の校庭、体育館や余裕教室等の利用ができるよう、学校や教育委員会・市町村の担当部局との連携を図ることが求められます。このような形での連携は、学校に、放課後児童クラブでの生活や子どもの様子を知ってもらう機会にもなります。
- 学校施設の利用に当たっては、学校の理解と協力が不可欠です。放課後児童クラブの市町村の担当部局と教育委員会の間において連携、協力の方針について確認した上で、放課後児童ク

ブが学校と日常的に交流を深め、協力関係を築くことが望まれます。特に、学校敷地内、あるいは学校に隣接している放課後児童クラブの運営においては、学校の施設管理・運営と密接な関わりを持つことになるため、協力関係を築くことがより一層重要になります。

□なお、放課後児童クラブが学校施設を利用する際には、利用のルール、事故やケガ、器物破損が生じた際の対応等の取決めについて事前に学校と協議しておくことが求められます。

(検討会で指摘された、留意点に盛り込むことを検討すべき事項・観点)

(「(3)評価の留意点」に盛り込むべき事項・観点)

□学校の校庭、体育館や余裕教室の利用については、学校や教育委員会、市町村の担当部局と連携を図るなども考えられます。

A-3 子どもの権利擁護

A-3-(1) 子どもの権利擁護

A⑳ A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第7章1.

- 放課後児童クラブの運営主体は、そこで働く全職員に求められる倫理(以下「職場倫理」という。)を明示し、全職員がこれを自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要があります。放課後児童クラブの職場倫理は、前述した放課後児童支援員に求められる「職業倫理」が基本になるものです。そして、放課後児童支援員のほかに補助員、アルバイト職員、ボランティア等、放課後児童クラブで働き、育成支援に関わる全職員が共通に守るべきものとして位置付けられます。
- 職場倫理は、「運営主体の指示があるから」「法律や社会的な道徳に規制されているから」という受け身の考えだけで理解すると、実際の場面では行き詰ってしまうことがあります。守るべき職場倫理についての共通理解があること、そのことを支えにして一人ひとりが自主的に考えること、職場倫理を支えにして協力し合うことが職員一人ひとりの資質向上と育成支援の充実に役立つことを確かめた上で職務に当たることが求められます。
- 放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等において規定されている子どもの人権を尊重することについて理解した上で、子どもや保護者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して事業の運営と日々の職務に当たらなければなりません。
- 放課後児童支援員等は、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を行うように努めなければなりません。そして、子どもが、放課後児童クラブを「安心して通い続けられる場」「自分を守ってくれる場」と認識して通えるようにすることが求められます。

A②1 A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点を作成する際の作成方針

(関連する運営指針・運営指針解説書の記載)

第7章1.

□育成支援の場における虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為は決して許されません。このことについて、基準第12条では、「放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」とされています。なお、児童福祉法第33条の10第1項第3号の条文中の「生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置」とは、放課後児童クラブ内の子どもによる特定の子どもに対するいじめを放置すること等を指します。職員には、子どもの人権や尊厳を守る責務があり、これらの行為も職員の子どもに対する保護の怠慢・ネグレクトといわゆる虐待に該当することにも留意する必要があります。

□放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約第2条の規定に基づき、その運営や育成支援に当たって、子どもや保護者に、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いをしてはなりません。